

広島市規則第 30 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年広島市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「23」を「24」に、「71」を「75」に、「107」を「114」に、「168」を「179」に、「216」を「230」に、「65」を「69」に、「101」を「108」に、「131」を「140」に、「43」を「45」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。